

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業権現堂地区（地盤沈下対策事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和四年四月十八日から令和四年五月二十日まで

二 縦覧場所

春日部市役所

幸手市役所

杉戸町役場